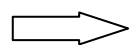
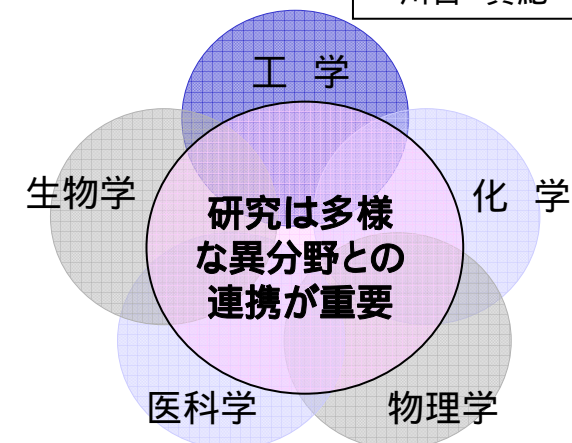
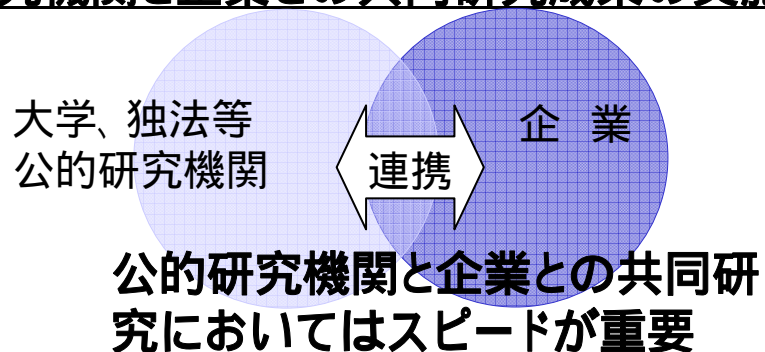


公的研究機関と企業との緊密な連携と 自由な研究活動の確保を目指して

資料10

平成17年4月
理化学研究所
川合 真紀

1. 公的研究機関と企業との共同研究成果の実施における問題



特許法第73条の解釈を巡って共同研究契約の合意に時間がかかるケースがある。

特許法 第73条 (共有に係る特許権)

2 特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。

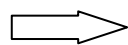
共有特許は共有者の同意を要せず、自由実施が原則(企業の立場)

契約で別段の定めをして、不実施補償料を取得 (公的研究機関の立場)

最近不実施補償料の支払いについて企業側から異論提起

共同研究における貢献度に応じて、多様で柔軟な契約にすることが重要

2. 公的研究機関における特許法上の「試験又は研究」の範囲の問題



特許法第69条の解釈如何によって公的研究機関の自由な研究に支障を来たすおそれがある。

(特許権の効力が及ばない範囲)

第六十九条 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。

今の特許制度のルールでは、大学や公的研究機関での研究活動は、特許侵害の免責にならない



リサーチツールの特許も、今のルールでは特許ライセンスを受けなければ研究開発ができない。



現状、特許権の効力の及ばない「試験又は研究」の範囲は、極めて狭い範囲に限定され、上記解釈に当たらない「試験又は研究」は、例え大学等で実施されたとしても、特許権が及ぶ可能性がある。 大学や公的研究機関での自由な研究活動に支障を来す恐れ



研究者が困らないように、試験研究やリサーチツールについての取扱のルールを明確にすることが必要